

令和7年9月12日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	秋山	勲
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局次長	野村	美幸
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長	簗原 悠太朗
副市長	原 亮一
教育長	城後 慎一
未来創造戦略室長	丸山 隆
総務部長	坂田 智子
企画部長	田中 和己
市民部長	牛島 新五
健康福祉部長	平 武文
建設経済部長	山口 幸彦
教育部長	馬場 浩義
総務課長	清水 正行
人事課長	古村 和弘
財政課長	鵜木 英希
防災安全課長	毛利 昭夫
定住対策課長	松本 伸一
観光振興課長	持丸 弘
税務課長	田代 秀明
環境課長	松藤 洋治
子育て支援課長	末崎 聰
健康推進課長	末廣 英子
介護長寿課長	前田 加代子
林業振興課長	月足 和憲
上下水道局長	松尾 正久
教育指導課長	靄 拓也
文化振興課長	片山 あづさ
黒木支所長	信國 昌明
立花支所長	堤 治記
矢部支所長	轟 晃守
星野支所長	川口 良和

議事日程第6号

令和7年9月12日（金）開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

（質問の順序）

1 高橋信広議員

第2 議案審議

・質疑（委員会付託）

・討論

・採決

第3 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案審議

報告第8号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第9号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第10号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第11号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第12号 株式会社クリエイトやべの令和6年度決算及び令和7年度事業の計画の報告について

報告第13号 一般財団法人星のふるさとの令和6年度決算及び令和7年度事業の計画の報告について

報告第14号 一般財団法人秘境の里の令和6年度決算及び令和7年度事業の計画の報告について

報告第15号 一般財団法人FM八女の令和6年度決算及び令和7年度事業の計画の報告について

報告第16号 令和6年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第48号 八女市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 八女市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第50号 令和6年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分について

議案第51号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第2号）
議案第52号 令和7年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 令和6年度八女市各会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和6年度八女市水道事業会計決算認定について
認定第3号 令和6年度八女市下水道事業会計決算認定について
第3 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日、一般質問最終日並びに議案審議が予定されております。最後までよろしくお願ひいたします。

お知らせいたします。高橋信広議員、森茂生議員要求の資料、議案質疑表、委員会、分科会日程表を配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

1番高橋信広議員の質問を許します。

○1番（高橋信広君）

皆さんおはようございます。1番高橋信広でございます。

傍聴席の皆様には、大変お忙しい中にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

また、インターネット中継を見ていたいている皆様にもお礼申し上げます。

最初に、先月、福岡県北部、熊本県をはじめ、各地で大雨により大きな災害が発生いたしました。さらには、今月には台風15号に伴う竜巻や、大雨においても大きな災害がございましたが、亡くなられた方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞い申し上げます。そして、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

一般質問が17人というのは合併以来初めてではないかと思いますが、市議会のみならず、市政の活性化につながると心強く感じております。

泣いても笑っても最後となりました。めり張りをつけて実のある時間になりますよう質問

したいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

本日は、健康寿命の延伸について、ごみの分別についての2点お聞きいたします。

最初に、健康寿命の延伸について伺います。

1つは、医療費の財源と費用がどのようにになっているかということを共有した上で、健康寿命と医療機関や医療費との相関関係について、2つ目は、予防医療の推進が重要視される中、本市としての予防に対する取組について、最後に5人に1人と言われる睡眠障害についてお聞きいたします。

次に、ごみの分別について伺います。

1つは、リチウムイオン電池の処理について、2つ目に、近年、本市も外国人の方が増えている中で、ごみ分別に対する周知等について、3つ目として、市指定ごみ袋の改善によるごみ減量化についてお聞きいたします。

以上2点について、執行部におかれましては、明快な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

あとは質問席に着いて順次お聞きいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

皆様改めましておはようございます。一般質問最終日、その後の議案審議も、今日もどうぞよろしくお願ひいたします。

1番高橋信広議員の一般質問にお答えいたします。

1、健康寿命の延伸について、(1)医療費と国保等公的医療保険の関係はどのような仕組みになっているのかというお尋ねでございます。

医療保険適用対象の医療費は、国で定められた医療点数や薬価に基づき算定され、各医療保険の本人窓口負担の残りを医療保険者が負担いたします。

また、国全体の医療費の財源内訳は、保険料が約5割、国・地方の交付負担が約4割、患者の自己負担等が約1割となっております。

一方、医療保険者制度間に、年齢構成による医療費の違いなどによる財政負担を調整する仕組みがあり、前期高齢者や後期高齢者に係る医療給付費の一部は、ほかの制度からの調整額や支援金という形で負担がされております。

(2)福岡県の状況を踏まえ、健康寿命と医療機関や医療費の関係をどのように分析しているのかというお尋ねでございます。

福岡県における健康寿命は、男性が72.2歳で全国32位、女性が75.28歳で全国35位と下位になっております。

医療施設数につきましては、人口10万人当たりの施設数として、病院が8.9施設で全国16

位、診療所が94.2施設で全国9位、歯科が59.6施設で全国3位と上位になっております。

人口1人当たり国民医療費では414,500円で、福岡県は全国で12位と上位になっております。

福岡県の第二期国保運営方針によりますと、人口10万人当たり病床数や平均在院日数が全国平均を上回っていることが国民医療費の高さの一因と考えられると報告されております。

(3)健康寿命の延伸につながる予防医療の推進が重要視されているが、本市としてどのように取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

健康寿命を延伸する上で、特定健診やがん検診によって生活習慣病等を予防することは重要と考えており、受診率向上に取り組んでおります。

また、市民への感染症予防の啓発や、定期の予防接種の機会を確保し、子どもや高齢者等を感染症から守る取組を進めております。

様々な疾病の入り口となる生活習慣病や、がん、感染症の予防のため、医師会等関係団体と連携しながら、引き続き予防医療の取組に努め、市民の健康寿命の延伸に寄与してまいります。

(4)日本では睡眠障害の人は5人に1人いるとされているが、睡眠に関する相談や対処法等はどのような支援があるのかというお尋ねでございます。

睡眠障害に関しては、原因や症状が複雑な場合もあるため、医療機関や専門相談窓口での診断、支援が重要でございます。

本市で実施しております保健師による健康相談においても、睡眠に不安がある方に、かかりつけ医や必要に応じて専門医、相談機関を御案内しております。

また、健康教室の中で、健康の3本柱である栄養、運動、休養の一つとして、休養・睡眠について取り上げているほか、令和6年度からこころの健康について、専門医師によるこころの健康と睡眠に関する講演会を実施しております。

睡眠で悩んでおられる市民の皆様には、睡眠障害や各相談窓口を認知していただけるよう周知啓発を図ってまいります。

2、ごみの分別について、(1)リチウムイオン電池の発火による火災が発生しているが、国の動向を含めた啓発と処理方法の徹底をどのように考えているのかというお尋ねでございます。

リチウムイオン電池を含む蓄電池につきましては、国や福岡県からの取扱いに関する通知を受け、資源ごみとして分別の啓発と処理のお願いをしております。今後も資源の利活用を高めるとともに、発火防止等の市民周知の取組を強化してまいります。

(2)外国人の方に対して、ごみ分別に関する本市のルール等はどのような方法で周知し、実施されているのかというお尋ねでございます。

市民全体への周知として、市のホームページに3か国語のごみ出しルールを掲載し、ごみ分別の推進を図っております。また、窓口においても、外国語版の説明チラシにて周知を行っております。

最後に、(3)ごみの減量化は重要な課題であるが、市指定のごみ袋のサイズ、デザイン、価格等の改善策はどのように考えているのかというお尋ねでございます。

市指定ごみ袋につきましては、ごみの減量や分別の啓発を行う重要なツールと考え、市民啓発につながるデザインを導入しております。今後は、社会情勢に応じたデザインの改善に加え、サイズや価格についても検討を行い、ごみ減量の推進を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○1番（高橋信広君）

ありがとうございました。

全国の医療費は40兆円を超えて、もう50兆円というのが目前となっております。こういう現状から、国のはうは医療費の削減策として、病床数の削減、あるいはOTC類似薬の保険適用外ということが検討されている、これについては御承知のとおりと思います。

一方、国としても健康寿命延伸プランと、これにおいて、2040年までに2016年比で3年以上健康寿命を延ばすという目標を掲げて取り組んでおりますが、徐々に伸びておるもの、平均寿命等の差は、男女平均では11歳ぐらいございます。今後も健康寿命の延伸に向けた健康づくりというのは重要な課題ということで取り組んでいくものと考えます。

そこで、最初に健康寿命と医療機関の数や医療費との関係等についてどういう状況かお聞きしますが、まずは医療費の国保等、医療保険等、医療費、保険との関係をはじめ、財源と費用というところを確認したいと思いますので、資料の国民医療費の内訳ということを出していただいております。これについて分かりやすく説明をいただきたいと思います。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

この資料につきましては、令和5年11月の財務省財政制度等審議会財政制度分科会の資料でございまして、令和5年度予算ベースの国民医療費の内訳の資料となっております。

グラフ上段の医療費の財源内訳を見ますと、国・地方の公費負担が約4割、保険料負担が約5割、患者の自己負担等が約1割となっております。

グラフ下段の国民医療費の費用構造を見ますと、医師等の人件費が約5割、医薬品が約2割、医療材料や委託費・その他経費が約3割となっております。

上下のグラフを比較してみると、医療費の財源の6割以上が国民と被保険者、保険に加入する事業主の負担ということで、費用のはうは人件費が半分を占めているという状況になっていると思います。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

この資料を見ますと、今48兆円ということが一番大きな問題かもしれません、それ以上に保険料の負担というのが、今の少子高齢化というところからいくとアンバランス、そして、不公平感が生まれていることではないかと認識しております。

そこで片一方、もう一つの健康寿命と医療機関や医療費というところの関係、先ほど健康寿命については、県全体としては下位にあると、32位とか35位でしたね。片一方では、医療機関の数であったり、医療費というのは高いという現状がございます。

これは、資料にはそういうことで読み取れるんですが、これは課長、この中で、今コメントしていただいたほかに、どういう傾向というか、読み取れるところがあれば教えていただけますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

この表の資料の内容について、詳細の調査というものは行っていないところなんですが、こちらの答弁書の後段のほうに述べておりますけれども、保険者間の財源の移行の仕組みというものがございまして、市町村国保の財源となっている前期調整額、この分が協会けんぽ、組合健保、共済組合という若い方たちで構成されている保険から負担金が支出されていると。市町村国保の収入になっているという現状がございます。

また、後期高齢者医療につきましては、協会けんぽ、組合健保、共済組合、それから市町村国保のほうから後期支援金という形で、その財源の負担をしているということでございますので、それぞれの保険料は保険者ごとで入ってきていると思いますけれども、後期高齢者ですとか、市町村国保とか、別の保険者の医療費が上がったりすると、若い方たちで構成されている保険者のはうの保険料負担、そちらも同時に上がってくるのではないかということはちょっと考えたところでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

私の読み取りとしては、福岡県の健康寿命が年々——年々というか、この数字でいくと、徐々に上がっているというところを見ますと、やっぱり健康寿命が延びていけば、多分医療費というのは削減できるんじゃないかと思います。

ただ、健康寿命と病院の数であるとか、医療費全体の相関関係というのはなかなか読み取れないというか、分からぬというところが結論ではないかと思っておりますが、いずれにしろ健康寿命をどう延ばすかという視点では、医療費との関係というのは非常に重要なと思っています。

それでは次に、4番目のはうを先に質問したいと思います。

睡眠障害のことなんですが、現在、この睡眠障害に対する相談件数、あるいは相談があつて、どういう対処をされているのか、そこについてお聞きしたいと思います。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

健康推進課のはうで行っております睡眠に関する相談というのは、こころのケアの啓発ということで、メンタルヘルス対策として行っているところでございます。

こころの相談の件数で申し上げますと、令和6年度の総数が34件ということになっております。ただ、実数で申し上げますと15人程度ということでございまして、1回相談に乗ればそれで解決するということではなくて、同じ方が何回も定期的に御相談されて、それで、悩み事、その時々の生活の状況などを相談されているという状況になっているということが実情でございます。

相談件数以外にも、ほかにも相談の窓口なども女性のトイレとかにリーフレットを配布しまして、専門機関のはうにつなぐように努力を行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

いずれにしろ、最終的にはというか、相談側と医療機関をどうつなぐかというところがポイントだと思いますので、睡眠障害の方々の少しでも和らぐ支援をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、予防医療関係について少し質問をしていきたいと思います。

最初に、健康福祉部長に少しお聞きしたいと思いますが、特定健診あるいはがん検診、この受診料というのは、八女市は私は適当な負担と認識しておりますが、自治体によっては無料化というところがございます。

例としては、本市と連携都市である大阪府の高槻市、ここは令和6年2月に医師会をはじめ4つの医療関係団体と連携協定を結んで、「健康医療先進都市たかつき」ということが推進されております。その中で、特定健診、あるいはほかの健康診査、それからがん検診、全て無償化ということをやられております。市民の健康寿命の延伸に向けて取り組まれておりますが、八女市もスポーツ健康づくり都市宣言をしていただいております。そういう意味で、受診率の向上の一環として、無償化というのも一つの選択肢じゃないかと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（平 武文君）

お答えいたします。

御指摘のように、無償化というのは足元の受診を増やすというか、受診者サイドのハード

ルを下げるという意味では大変効果的であるとは思いますけれども、やっぱり健診にもそれなりの経費がかかってくるということでございますので、まして、これからいろんな新しいメニューであるとか、いろんなことの対応も必要であるということですので、そういったところを総合的に今の健診事業、予防医療の継続性といったところも考えながら、検討していくテーマではないかと思います。

以上です。

○1番（高橋信広君）

次に、骨粗鬆症の検診ということについて、一度要望として出した記憶がございますが、現在、骨粗鬆症に関する検診をやっておられるところは、県内29ある市の中で、12の市が導入されているようです。多くは40歳以上の5歳刻み、時によっては女性に絞ってというところが見受けられます。高齢化率の高い本市にとって、この骨粗鬆症対策というのは重要な課題と思っております。そういう意味で、検診の導入ということを検討されたかどうか、そして、されるのかどうかお聞きしたいと思います。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

骨粗鬆症検診につきましては、福岡県のほうが骨粗鬆症検診開始に向けた市町村支援事業というものを開始しております、それによって導入している市町が増えているということでございます。

このたび、県南10都市の会議においても、その取組について議題に上がるようになっておりますので、八女市においては現在イベントのほうで骨粗鬆症のチェックを行って健康づくりフェスタのほうで実施したりしておるんですけども、他市の導入方法や課題などもあると思いますので、そちらのほうも調査して考えていきたいと思っております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

ぜひ骨粗鬆症検診については導入に向けてよろしくお願いしたいと思います。

次に、予防医療の重要課題というところではフレイル対策というのが重要だと私は認識しておりますが、まず課長にちょっと、このフレイルについてもう少し改めて御説明いただければと思います。

○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えします。

フレイルとは、心身の虚弱を意味する言葉でございます。加齢に伴って、心身の活力である筋力、認知機能、社会とのつながりなどが低下し、要介護状態になる危険性が高まった状態のことで、健康な状態と介護が必要な要介護状態との中間の段階を表しています。

しかし、フレイルに対して適切な対策を取ることで健康な状態に戻る可能性があるとされており、フレイル状態の早期発見や予防により健康寿命の延伸につながるものと認識いたしております。

○1番（高橋信広君）

今御説明のように、健康と、それから介護という間、多くの方々はプレフレイル、それからフレイルという、ここにわたって介護につながるということで認識しております。

そこで、現在、本市としてもフレイル対策については早期に取り組んでいただいていることは承知しております。具体的に病院との連携であるとか、それから、フレイルサポーターの活動であるとか、この辺の活動状況についてお聞かせいただければと思います。

○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えします。

八女市では、フレイル予防を介護予防の重要な柱と位置づけまして、市民の皆様の健康維持に多角的に支援をいたしております。

具体的には、フレイルサポーターの養成、フレイルチェックの実施、各地域のふれあいサロンへのサポーターの派遣、健康イベントでの啓発ブースの設置などを通して、予防の重要性を広く市民に伝えさせていただいております。

また、専門的な知見を取り入れるために、医療機関の理学療法士にフレイルトレーナーとして御協力いただき、連携体制を構築いたしております。

さらに、シニアクラブやふれあいサロンをはじめとする各地域団体とも連携し、フレイルチェック事業のほかにも関連事業の実施とともに、高齢者の皆様の運動習慣の定着とフレイル予防の推進をいたしております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

このフレイル対策については、今御報告ありましたように、しっかりと取り組んでいただいておりますが、全国的にというか、フレイル対策というのは非常に注目されていると思います。

その1つには、医療的見地というところも少し紹介したいと思いますが、医療業界の中の慶應義塾大学病院は予防医学ということに取り組んでおられて、一昨年、予防医療センターというのが開設されております。

ホームページの一部になりますが、慶應義塾大学病院の初代の院長は、皆さん御承知の新千円札の顔で御存じの北里柴三郎さん、この方であります、「摂生は本にして治療は末なり」という言葉を残されて、医療は疾病の予防が重要であり、治療は末であると、後回しでもいいという言葉が原点にございまして、早くから予防医学教室が設置されております。

そして、この北里の精神にのっとり、私たちはあらゆる人々が生涯にわたって健康な生活を送ることのできる豊かな社会を目指して、未来型の予防医療を追求していきますとあります。

さらには、今後力を入れたいのはフレイル対策であり、正確な診断システムと、これを開発し、治療介入を行っていきますという紹介がございます。

このように、慶應義塾大学病院予防医療センターでは、フレイル対策の重要性と治療にまで介入するということを明言するほど、フレイルがいかに重大かというのがうかがえると思います。

また、自治体によっては、私がいろいろ調べたところによりますと、いわゆる所管を設置しているところが2つございました。

1つは、以前紹介したと思いますが、鳥取県の米子市、ここは14万4,000人ぐらいの大きな規模——大きなというか、八女市より大きい規模、ここではフレイル対策推進課ということで、私も電話で聞き取りぐらいですが、課長以下8名、理学療法士等の専門医もいらっしゃるということです。この背景は、介護認定者の増加、これに伴って、介護費の増加ということが一番大きな課題だったということでした。それまでに「ずっと元気にエンジョイよなご」ということで、米子健康寿命延伸大作戦ということを展開されて、フレイル対策事業を実施されたようです。

それから、ある地区をモデル地区にして、フレイルチェックをやった結果、フレイル、プレフレイルの高齢者が44%いらっしゃるという事実に基づいて、こういうフレイル対策推進課を設置されたということをおっしゃっておりました。

それで、設置した以上はどういう効果が見込めるかというところでは、やっぱりフレイル、プレフレイルの方々をいかに減らすかという、そして、健康に戻る人を増やすということが1つ、それからもう一つはやっぱり介護給付費を22年間ですけど、16億削減するという大きな目標を取っておられます。

ここが令和5年ですから、2年半です。2日ほど前に確認したところ、実態把握というところは、フレイル度チェック、これが25項目で、これはいわゆるアプリがあって、我々も見れるようなアプリがございます。その25項目をイベントであったり、地域の集会であったり、あとはスマホで自由にできるということをやっている中で、状況がだんだん分かってきたということでした。

実際効果としては、予防実践教室をやられている。そういう中で、8回以上そこに参加された方、その方が153人中、健康に戻った方が23人、15%の方が戻ったということで、非常に大きな成果が出ていますよということでありました。そのようなことをやっておられるところが米子市です。

それから、常陸太田市、これは茨城県になります。ここは4万7,000人弱の八女市より少ない人口のところですが、ここについては令和4年、3年半になりますね。4月1日からフレイル対策室ということで、ここは健康推進課だったかな、課の中の係になりますね。そういうことで、女性の室長でした。以下7名、職員、正職が3名と会計年度任用職員が4名ということで、保健師さん、看護師さんなど専門職が5名。

この常陸太田市のこういう設置した背景というのは、高齢化率が40%以上、そういう中で、KDBデータによって下肢筋力、足の筋力が弱い人が非常に多いというところから、フレイル対策室を設置したということでございました。

やっておられることは八女市と比較的にフレイルサポーターを中心に、東大の高齢者研究機構の飯島先生、この指導を得ながら連携してやっているということでございましたので、たしか八女市もそこと連携してやっていたいと認識しております。

そういうことで医療的、それから、こういうフレイル対策によって最も注力するところは、介護状態に行こうとすると戻すというか、健康状態に戻す、そういうことを考えますと、八女市にとってもそういう方が社会復帰、新たな社会にまた戻ってこれるという大きなメリットがあると思いますので、フレイルというところにはもう少し、今はしっかりとやっていますが、さらに注力して、強化していただければと思いますが、これについては、まず八女市として実態を把握するというところに踏み込んでやるべきかなと思うんですが、その辺りどういう方向でやられるかというところに、部長か課長どちらでも結構ですので、お答えいただければと思います。

○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えします。

先ほど議員のほうから教えていただきました米子市のほうも、私のほうもちょっと見せていただきましたら、アプリとかで行ってあったりとか、全ての65歳以上の方に送ってあったりとか、様々な勉強になるところでございました。

今後、今現在につきましては、フレイルサポーターの方に各地域に入っていただいてチェックとか、また1年たってまたその確認とかということで広めているんですが、これからも様々な方法を模索しながら、より八女市に合った方法で、いろんな方法を使って早く発見できるように努めてまいりたいと思います。

○1番（高橋信広君）

最後に市長にお聞きします。

このフレイル対策というのは、市長はあんまりフレイルというか、若いから余り気にされていないかもしれません、フレイル対策は健康寿命延伸のためには私は重要な施策と思っております。

私も健康寿命をテーマにいろんなこと、特に特定健診の受診率はどうなのか、いろいろ提案はしているものの、このフレイル対策については、先ほどから言っていますように健康な状態から足腰が弱ったり、いろんな形で介護状態になる、その手前のところが、プレフレイル、フレイルと言うようですが、その方が、そこにあるのが健康体に戻るということになれば、本人が一番喜ばれるでしょうし、家族も友人たちも当然一緒に気持ちになられると思います。その方がもし仕事に復帰、あるいは社会活動に復帰されれば、八女市にとっても経済界にとっても歓迎できることだと思います。そして、結果的には医療費や介護費の削減ができるということからいけば非常にやりがいある対策だと思います。

そういう意味では、米子市や常陸太田市がフレイルに注力しているということは十分できますが、このフレイル対策について、市長はどういうお考えなのか、感想でも結構ですから、よろしくお願いしたいと思います。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

議員から今御指摘いただいたとおり、このフレイル対策、これは将来的に医療費増大が見込まれる中で、まずは財政を健全化するという観点からは、医療費削減の観点というところからも非常に効果があると思いますし、また何よりこれから八女市は高齢化が進んでいく中で、市民の高齢者の皆様お一人お一人の生活の質の向上、いわゆるQOLの向上に大きく資すると思いますので、そこは市として一層力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

具体的な取組等を、部長、課長のほうからそれぞれ答弁してもらいましたけれども、議員から御紹介いただいたとおり、今、例えば、慶應義塾大学病院でかなり医療的見地から最先端の研究が行われていたり、高齢者の健康、フレイル予防というのは、もう本当にこの高齢化、日本全体で高齢化が進む中で、様々、日々最先端の研究、先進的な取組が行われていると思います。

したがって、八女市はフレイルにしっかりと力を入れていると思いますけれども、毎年同じことを継続するのではなくて、そうやって毎年いろいろ新しい取組が行われている、どんどんその知見が蓄積されている、発展しているというところを踏まえて、日々アンテナ高く、ほかの自治体の取組も参考にしながら、その取組内容を発展させていくことも必要なかなと思います。

またあわせて、このフレイルの大切さは行政が当然しっかりと力を入れていくというのはもちろんのこと、お一人お一人にしっかりと意識をしていただいて、その対策に取り組んでいただくということも必要、いわゆる普及、啓発、広報というのも非常に重要になってくると思うんですが、まさにこのフレイルを必要とされる方々の年齢層というのは、まだまだデジタルでの、今どんどん発信もデジタルが中心になっていく、デジタルによって効果的な発信が

できるという部分が広がっていますけれども、一方で、この対象となる世代の方はまだまだ広報紙、紙媒体ですとか直接、これは昨日も同じような議論がありましたけれども、やはりふだん接される医療従事者、ケアマネジャーといった、そういった対象者の方とふだん接する方にまた勧めていただくということも必要だと思いますので、そういった多角的な広報というところも併せて、八女市全体にこのフレイル予防の取組を広げてまいりたいと思います。

以上です。

○1番（高橋信広君）

ぜひフレイルについては、少なくとも県内でトップランナーにあるようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次のごみ分別について質問したいと思いますが、まずリチウムイオン電池の件なんですが、経済産業省のほうは、来年度から充電用のモバイルバッテリー、スマートフォン、加熱式たばこ、3品目については事業者に対して回収とリサイクルの義務づけということを発表しているようですが、このことって市民にとって何か影響があるかどうかについてお聞きします。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

先ほど議員のほうからも御紹介ありました、令和8年の4月より施行されます。具体的には資源の有効な利用の促進に関する法律、こちらのほうで指定再資源化製品というものに、先ほど言われましたモバイルバッテリーであります、携帯電話、加熱式のたばこのほうが位置づけられます。

実際に市民にどう影響あるかということなんですが、法律の中では利用者、消費者、市民の方には家電量販店や、また、市なり町なりが設置します回収ボックス、こちらのほうにしっかりと持ち込んでいただくよう努力してくださいという位置づけになっております。

以上となります。

○1番（高橋信広君）

このリチウムイオン電池については、今のところ八女市については何もこういう発火によって火事になったという報告は聞いておりませんので、ないということでよろしいですね。

次に、外国人の方に対してのごみ分別なんですが、現在、外国人の方にまつわるトラブルであったり、何か問題点があったらお聞かせください。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

ここ10年間で電話とか窓口とかで大きなトラブルのほうはございません。

ただし、地域のごみステーション、こちらのほうで、地元のほうから外国語の案内ばして

くれんかいという御相談があつて、その都度、言語と場所のほうを調査しまして、雨にぬれてもいいようにラミネート表示を実施しているところでございます。

以上となります。

○1番（高橋信広君）

これは外国人の方に対しては、ごみ問題ばかりじゃなくて、やっぱり表示方法であつたり、総合的に考える必要がある時期だなと思っておりますので、これについてはよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、ごみ減量化についての、市指定のごみ袋の件なんですが、その前に、このごみの排出量、これはどういう傾向にあるのか、これは資料を要求しておりませんでしたので、よかつたら口頭でお知らせください。

○環境課長（松藤洋治君）

お答え申し上げます。

10年前の平成26年、それから5年ごとの排出量の推移、こちらのほうで報告させていただきたいと思います。

平成26年度、家庭系可燃ごみの排出量、約1万2,023トン、1人当たりが約180キログラム、令和元年度、家庭系可燃ごみ排出量、約1万1,981トン、1人当たり192キログラム、令和6年度、家庭系可燃ごみ排出量、約1万822トン、1人当たり約182キログラムということで、家庭系ごみの排出量につきましては、人口推移に合わせて減少しているところでございますけど、1人当たりのごみの量に関しては、なかなか減少していないというところになります。

以上となります。

○1番（高橋信広君）

今、報告ありましたように、大きく1人当たりというところからいくと減少傾向にあるとはないようですね。やっぱりここをどこまで減らしていくかというのが大きな課題と思います。

今まででは廃プラスチックであつたり、それから、一番大きい重量のある生ごみ、ここの資源化についていろいろ検討いただいて、提案もしてきたところですけど、プラスチックについては、まだ八女市としては、当面はちょっと厳しそう、それから生ごみというところも、コンポスターであつたり、キエーロであつたり、この広がりというのが全戸というところになると大変厳しいなと思っております。

一方では、ごみ袋というところにはあまり注目はしておりませんでしたが、課長は御存じだと思いますが、柳川市はネーミングを単なる燃えるごみじゃなくて、ごみ袋をちょっと調達してきましたので、（現物を示す）こういう燃やすしかないごみということで、これは4年前だったと思いますが、こういうことに変えられて、当時の小泉環境大臣が非常に注目され

て、オンラインの電話会談があったということもニュースになったと承知しています。

柳川市に聞いたところ、それ以来、減量化にはどうもつながってはいるような、具体的なお話はなかったんですが、ただ一つのアイデアとしてはこういう方法があるのかなとは思います。

それで、重量を減らすというところからいたら生ごみと思うんですが、この生ごみの中でも水分ですよね、水分をどこまで、要するに水切りをどこまでやるかというのが大きなポイントだと思いますが、この課題について、何か対策をお考えでありましたらぜひ聞かせていただきたいと思いますが。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、可燃袋の約30%以上が食品関係の生ごみということで、重量にしても比率が大きいというところで、まず容積を減らしたり、重量を減らすために、水切りということが一つ重要であると。あわせまして、食品の食べ切りとか、食材の使い切りとかいう、一般的に言われます食品ロスの削減という観点から、八女市では今、竹箸を皆さんで食品ロスを減らしましようというPR資材、1万本ぐらい作りまして、配布を行ったりしております。

水切りに関しては、今年発注しております、議員が今お手元に持っております黄色の袋、そちらのほうに「水をよく切って出しましょう」という形で今も入れていますので、その分は継続して、それ以外の文言についても若干見直して、市民の方一人一人がごみ袋を使われるときに目につくようにと思ってデザインとかの変更もやっているところでございます。

以上となります。

○1番（高橋信広君）

水切りについては、水切りというか、要するにごみの減量というところについてのアイデアというのは、僕は広く意見を求めるというのは面白いと思っています。やっぱり市民の毎日のこと、使われるものですから、思わぬアイデアをいただけることもあるでしょうし、ぜひきっかけをつくっていただいて、市民へのアナウンスをして方法を引き出すと。これが定着すると相当減量化にはつながると、水切りができればですね。今のところ、可燃ごみについての対策というのは、まずやれることはそこかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つは、先ほどの燃やすしかないごみというアイデアも一つですが、事業者との連携とか、事業者にも協力していただくという視点からいけば、ネーミングライツもあるんじゃないかなと思っています。

このネーミングライツは全国でどこかないのかなということで探してみたところ、長野県

の上田市、ここは残念ながらちょっと間に合わなくて現物はないですが、ファクスでいただきましたけど、（資料を示す）こういう業者名を入れた燃やすごみの市の指定ごみ袋です。なぜかというと、収入になるということもあって、それと事業者との連携によってごみの減量化につなげるという目的を持ってやっておられました。

そういうこともございますので、これは現物が来たらまたお渡ししたいと思いますが、こういうネーミングライツについていかがでしょうか。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

それこそ昨日のことなんですけど、環境課のほうで、まさに職員4人ぐらいでその話をさせていただいたところでございます。

広告収入として、全ての方が見るのでいいんじゃないかということで、何か課題があるかなということで話したところ、4月から6月ぐらいに発注して、できてくるのが10月、11月、前の年の在庫を使い切って、実際使うのは年明けとか年末とかになるから、契約から実行時期に対してちょっとずれが生じてくる、年によってもばらつきがある。企業側としての広告収入、例えば、今年度で言うたら7年度の支払いなのに広告自体が7年度末からしか始まらないとか、そういった部分の話をして、で、とある職員が、そういうことを言うたっちゃ始まらんけん、例えば、八女市の場合は大体200万枚を基準に確保しております。前の年使った分で不足する分を毎年発注する。そしたら、それを半分にして、半分先に使っちゃおうかとか、それがなくなったらまた在庫に回すとか、そういう何か工面していかないとなかなか進まないよねと。せっかく広告媒体としてもいいものなんじゃないかなと、ちょっと込み入った話になりますけど。そしたら、指名停止を受けた業者になったらどうしようかとか、会社が潰れたらどうしようかとかいう話もいろいろ議論して、昨日それこそ、なったので、ちょっとこれは継続審議やねということで、環境課のほうでもうちょっと調査して、昨日、環境課の中では、それこそ話は終わりではなくて継続的にやっていきましょうということで調査を進めますので、本日はそれで御了承いただきたいと思っております。

○1番（高橋信広君）

御了承云々より、前向きにぜひ面白いアイデアというのと、あとは減量化につながるから、こういうところの検証も含めてやっていただければと思います。

上田市の場合は、こういう資源ごみ、産業としてはそういうごみ関係というか、そういう方々を募集しているようです。一般の方というよりですね。

それから、長野県というのは、多くのところが名前を書いて出しますね。私だったら高橋信広と書いてごみを出すと。そういう責任を持って出す、物すごくハードルが高いと思うんですが、その結果、ごみの出し方もきれいになっていくとか、出したやつは自分で責任を

持つというところをしっかりとさせようということですが、そういうことは考えたことござりますか。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

名前を書いて出す、つまり、個人が特定できるということで、環境課のほうでそれこそ昨日みたいな形で議論する中で、ごみというのは個人情報の塊だということで、例えば、犯罪に用いられたり、プライバシーの保護の観点からなかなか難しい部分もあると。

ただし、一方、責任を持って自分のごみを出すという観点で言えば、すごく効果が高いと思っているところでございます。その辺、バランスを取りまして、今後何らかの形で、そこら辺も調査していく必要性があると認識しているところでございます。

○1番（高橋信広君）

こここの名前というのは本当に抵抗があると、いきなりというのはなかなか難しいと思いますし、調査、ほかのやっているところを含めて、調査研究が必要と思いますので、十分やった上で検討していただければと思います。

ごみについては、今回は燃えるごみ中心でしたが、課題としてはまだまだございます。

最後に市長にお聞きしたいと思いますが、市民の皆様にとって、ごみ問題というのは日常生活の上で密接で大切な課題でございます。一方、市長はゼロカーボンシティーというのを宣言されました。CO₂削減という観点でも、ごみ問題に対してしっかりと取り組んでいただけると認識しておりますが、今後の方向性について、よかつたら見解をお聞かせいただきます。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今、ゼロカーボンシティー宣言に言及いただきましたけれども、二酸化炭素量を減らす、脱炭素を目指すという観点からも、また、私は環境先進都市を目指すと言っておりますが、この自然豊かな八女のこのブランド価値の向上という観点からも、しっかりと市全体のごみの量を減らす、そのためには本当に一人一人が、市民の皆様お一人お一人がごみの量を減らす取組が重要だと思いますので、そういった後押しとなる取組はしっかりと市としても考えてまいりたいと思います。

具体的な内容として、生ごみの減量というのがやはり特に重要になるというところでお話しいただきましたけれども、例えば、過去の一般質問の中でも話が上がっておりますが、例えば、市としてはコンポストの補助、電気式の生ごみ分解機の購入に対する補助など、まさに農業が盛んな地域だからこそ、生ごみをごみとして捨てるのではなく、それを肥料として活用する、資源として活用するといった取組も今やっているところでございます。

ただ、当然これも本当に現状の取組に満足するのではなくて、今、議員から御提案いただいた、例えば、このごみ袋のネーミングライツの広告の掲載、これは実はまたちょうど私も最近、市長のはがきで市民の皆様から、市民の方のお一人から御提案をいただいた面白い取組だなということで、環境課にもまさに相談をしたところでございまして、今、環境課からいろいろその時期の課題、毎年の不足数だけ購入するといった、いろんな運用上の課題は今、環境課長から答弁したとおりでございますけれども、もう実際やっている自治体があるわけですから、できない理由はいろいろありますけれども、前向きにそういったまさに絶対多くの方が市民の方は基本的に全ての方が利用する、目にするものでございますので、そういうつたごみ袋の新しい活用というところも積極的に検討してまいりたいと思います。

こういったごみ処理は、まさに私が個人的に関心ある行動経済学の言葉でナッジというものがあるんですけれども、ナッジって直訳するとひじで軽くこづくといったような意味になりますが、強制的に何かをしていただくのではなくて、自発的に市民の皆様一人一人が何か市の望む方向に行動してもらうような、そういう行動経済学のそういった専門的知見というものを活用しながら、まずはお一人お一人がしっかりごみ減量に積極的に取り組めるような環境づくりというものに市としても取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○1番（高橋信広君）

ありがとうございました。

最後に、市長をはじめ、執行部の皆様に一言申し上げます。

今定例会におきましては、17人の議員が一般質問を行いましたが、皆様には真摯にしっかりと答弁いただきましたことを感謝申し上げます。

17人それぞれ市政発展のため、市民の福祉向上に向けて様々な提言や意見を申し上げましたが、市長をはじめ、執行部の皆様には、今後の政策立案や事業化につなげていただいた、八女市発展のために生かしていただくようお願い申し上げまして、今定例会の最後の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

1番高橋信広議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第2. 議案審議を行います。

報告第8号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○11番（田中栄一君）

まず1点目に、損害賠償に関する承諾書の中で、当事者甲及び丙より修理費、代車費を支払うと文言がございます。で、甲は運転者であります。ほかの専決処分の承諾書も同様な文書でございますけれども、運転者甲自身が一部を支払っているのでしょうか。それから、当事者支払いの有無はどういった基準で決定されておるのか、お尋ねします。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩を閉じて再開いたします。

○総務課長（清水正行君）

お答えいたします。

この免責証書につきましては、賠償責任というのは、本来、運転者本人に発生するということで、この免責証書では運転者のところに甲と表示されております。

地方自治体の賠償責任につきましては、このような運転による事故賠償の場合は、実際には地方公共団体がその賠償責任を負うということに原則なっておりますので、実際の支払い義務というのは、地方公共団体が負うという形になります。免責証書の形といたしましては、先ほど申しましたように、運転者本人に責任がまず第1に発生するという形で、こういう表記になっているということでございます。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

責任は運転者当事者にあるけれども、その雇用者である雇用責任者がその賠償の責を負うということで理解はいたしました。この示談書関係については、やっぱりそういった法律に基づいて記載せざるを得ない、記載しておかないといけないということで、理解をいたしました。

次に、この件は修理費600千円ということですが、括弧書きで、「（対物超過修理費用359,210円含む）」と記載がございます。これは対物保険限度額を超過しているので、八本市が独自に支払う金額ということで書いてあるのかどうか、ちょっとそこら辺が分かりませ

んので、内容の説明をお願いします。

○財政課長（鵜木英希君）

御説明いたします。

こちらの対物超過修理費ということですけど、これは対物保険額は、市ほうで無制限のものに加入しております。その分について、市ほうで限度額が500千円になっておりますので、今回については特約分の359,210円を市ほうの特約から支払いをしているところでございます。

以上です。

○11番（田中栄一君）

ちょっと理解に苦しむところがありました。

もうちょっと碎いて御説明をお願いしたいんですが。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（橋本正敏君）

再開いたします。

○財政課長（鵜木英希君）

説明いたします。

今回の修理費が600千円かかっております。その分の時価分といたしまして、消防車の費用分といたしまして240,790円と見られておりますので、残りの359,210円については特約のほうから支払いをしているところでございます。（363ページで訂正）

以上です。

○11番（田中栄一君）

ちょっとまだあれですので、後ほど実際にお尋ねしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わり

ます。

報告第9号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○15番（服部良一君）

議運のときにも少しお話ししたんですけど、会計年度任用職員の方がドライバーになられる、課はばらばら、まちまちだとは思いますが、どれぐらいの人数の方が運転されますか。全然しない方もいるんでしょう。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

実際、会計年度任用職員の月額という職員の方が専門職という方で、結構運転をする方がいると考えております。

その数についてが、大体百……

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（橋本正敏君）

再開いたします。

○人事課長（古村和弘君）

すみません、会計年度任用職員は、月額と日額を合わせて430名程度になっております。

○15番（服部良一君）

それだけ多かったら、ドライバーさんですから免許証を持ってあるから、それは信用するべきことではあります。次の10号も一緒なんですけれども、そちらではもう質問しません。

ばらばらの車種を会計年度任用職員さんたちに運転してもらうとなると、信用はしつつも、慣れない車に乗って、近くだったとしても事故が起きる可能性は高くなるわけでしょう。だったら大体今出さずに、もう最初のうちからそういう配慮をしつつやらないと、それは会計年度任用職員さんたちも困りますよ。上のほうから運転して持つていってくれと言われて、慣れない車で行かれてあるわけでしょう。ですから、そういうことで車種はばらばらに乗ってあるんじゃないですか。どうですか。

○人事課長（古村和弘君）

会計年度任用職員は、専門的な業務に従事していることがありますので、課内で車を持っていることも多くございます。いろんなケースがありますけれども、決まった車に乗る方であれば、みんなで使う共用車のほうに乗る会計年度もいることで、まちまちということに

なっております。

以上です。

○15番（服部良一君）

ですから、まちまちということでしょう。だから、もう事故が起こってしまったから仕方ないですが、これからは大体同じ車で、市内でしょう。だったら、軽が一番いいんじゃないかとは思うんですけど、慣れておる車に乗っていただくように配慮をお願いします。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○14番（牛島孝之君）

お聞きします。

この車両には、バックモニター、そういうのはついていますか。

○子育て支援課長（末崎 聰君）

お答えいたします。

今回、母子生活支援施設の職員が起こしました事故の車両につきましては、バックモニターがついている車両でございました。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

ついている車両でバックしてぶつかったということですか。バックモニターがついているのに。ついていないなら分かっとですよ。あれはついている場合は音が鳴るでしょう。要するに接触というか、接触前に。単なる不注意ですか、これは。いかがですか。

○子育て支援課長（末崎 聰君）

御説明をいたします。

バックモニターはついておりますけど、警報等については、センサーはついておりませんので、警報等は鳴りませんでしたけれども、結果ではございますけども、今回、事故の現場となりました上妻小学校駐車場になりますけれども、モニタリング会議という、施設に入所している児童の通う学校の会議に参加するということで、その会議に入る直前の駐車場での事故でありまして、その会議への段取り等で、車内でそういう確認作業を行いながら運転をしていたというところで、慎重な駐車への意識が若干薄れていたのではないかと思っております。

おっしゃるように、後方の確認についても徹底がなされていなかったと反省をしているところでございます。

○14番（牛島孝之君）

当然、集合時間とか、何時から始まるとかあると思うんですよね。何時までに行かんとか。余裕を持っていかれるようにちゃんと指導してください。もうばたばたやって早よう行かんと間に合わんよぐらいなら、やっぱりそういうふうで、で、結果的に事故があったと。やっぱりちゃんと時間に余裕を持っていかれるように指導をお願いします。

以上、終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについては、同条第2項の規定により議会に報告するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

ここで執行部から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○財政課長（鵜木英希君）

先ほど報告第8号におきまして、消防車の修理費という発言をしていましたが、正しくは相手方の車両でしたので、訂正をさせていただきます。（360ページを訂正）

○議長（橋本正敏君）

報告第10号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○11番（田中栄一君）

あってはならない事故が多発しておりますけれども、今回、これは人身事故を含む報告でございます。この報告は私自身も初めて人身事故というのを聞きます。

そこでお尋ねしますが、まず負傷された方の一日も早い全快を祈っておりますけれども、負傷の程度、それから個人の関係はちょっと留意しながらお話しいただきたいと思いますけれども、それから契約保険の保証限度額、多分無制限だと思うんですけれども、ここら辺についての御答弁をお願いします。

○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えします。

負傷の程度につきましては、当日は確認できなかったんですけれども、翌日から首のほうに痛みが出られてむち打ちと聞いております。現在も通院中と伺っております。

保険のほうは、対人対物無制限ということでございます。

以上です。

○11番（田中栄一君）

保険は無制限でしようけれども、こういったやつについては、例えば、180日間とか、そういういった条件がたしかあるんじやないかと思っておりますが、むち打ちということになりますと相当の月日がかかると思います。そこら辺については、保険の内容というか、条件関係は何かございますか。これは負傷された方には誠意を持って対応しないといけないと思いますけれども、そこら辺についての条件等についてお尋ねします。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（橋本正敏君）

再開いたします。

○総務課長（清水正行君）

御説明します。

保険を通じて誠実に対応してまいりたいと思っております。その具体的な内容等については、これからしっかりと検証、対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

今はまだ通院加療中だということで、そこら辺のお話はまだ進んでいないと思うんですけども、やはりそこら辺、保険の適用の分を含めて、しっかりと相手様と誠意を持って示談交渉なり、こういった支払いについてはお願いしたいと思いますが、実際に保険屋さん任せになっていないかということを心配します。

やはりそれなりに、市としてもきちんとした誠意を持って相手方に謝意を表すとか、そういう形を取っていただきたいと思っているんですけども、こういった部分について、今までの動きというか、流れはどんなふうになっていますか。

○介護長寿課長（前田加代子君）

事故のときにつきましては、バックで確認不足ですので、丁重に謝って、身体の状況も確認させていただきました。

その後につきましては、保険会社を通じて対応いただいておりますので、直接お電話とかということはしていない状況ではございます。

以上です。

○副市長（原 亮一君）

まず、市民の方にけがを負わせたということで、大変重たく考えております。

当然保険の内容につきましては、保険会社を通じてお話をさせていただきますが、基本的には私どもの責任としてしっかりと当事者と向き合っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○11番（田中栄一君）

何度も申しますけど、誠意が相手方の心を和らげて、非常にいい結果を生むんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺よろしくお願ひいたします。

それから、事故というのは起きないことが大前提でございますけれども、小さなミス、これの見逃しによって大きな事故につながっていくと私自身考えております。だから、小さなミスを減らさないといけないんですね。

そこで、市長に——副市長でいいです。安全運転講習、こういった事故があると、即職員に対して、いろんな通知とかで安全の関係を指示されますけれども、やはり部署内で、毎日の点検の中でこういったことが起きていますから、安全運転を遂行するためにはどうしたらいいのかというワーキングなんかをつくって、そこで職員間でお互いに話し合って、こういうところに気をつけましょうとか、そういう意識が大事だと思うんですよね。そういったことをやられたほうがいいんじゃないかなと思っておりますけど、副市長どうでしょうか。

○副市長（原 亮一君）

事故が継続して続発していることにつきましては、改めておわび申し上げます。市民の皆様、議員の皆様、大変申し訳ございませんでした。議員の御指摘のとおり、やはり組織全体で事故をなくすという意識の下で取り組むべきだと思っています。

私も職員時代から、そういう事故の防止については携わっておりますが、残念ながらこういう状況にございます。やはり職場でそれぞれの職員同士が意識しながら、事故の原因を分析し、共有し、そういうことでやはり一日一日、一つの作業に気を配りながら取り組むべきだと思いますので、御指摘を踏まえまして、しっかりと指示をしていきたいと思います。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

恐らく職員さん方は皆さん、公用車もですけど、自家用車も運転されていると思いますが、やはり皆さんヒヤっとした瞬間があると思うんですね。そういうことを、公用車の場合だけじゃなくて、自分が経験したことなんかを含めて、お互いに話し合うことによって、そういうところを注意しようという安全運転意識の向上につながるんじゃないかなと思いますので、そういった部分ではよろしくお願ひしておきたいと思います。

終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第11号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

質問いたします。

以前も何か上陽町で倒木がありましたけれども、要するに今、八女公園にも桜がありますけど、結構老木です。そういう箇所が何か所あって、この事故の後に点検をされたのか、お聞きします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

今回の事故後、早急に各支所を含めまして一斉点検を行ったところでございます。市内44団地ございまして、そのうち18団地の中で危険箇所が見受けられたということでございます。

その18団地の中で、危険箇所が35か所ございまして、その35か所のうち29か所につきましては緊急性が高いということで、撤去、それ相当の修繕を行ったところでございます。

残りの6か所につきましては、経過観察をしながら今後対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

たまさかこれは市営住宅山崎団地ですけれども、団地じゃなくてもそれ以外に八女市が管理する土地、あるいは道路、そういうところに植栽されてある木があるはずですよね。それについては、今のは当然市営住宅管轄ということですけれども、それ以外については検査はされましたか。

○建設経済部長（山口幸彦君）

お答えいたします。

私の担当部門であります道路等の敷地につきましては、日頃から安全面のパトロールをさせていただいているところと、職員間が道路を通常使用しているときに、不具合箇所等があったときには知らせていただきたいという職員からの通知をさせていただいて、点検をさせていただいているところです。

具体的に一本一本の木を見ていったということはございませんが、施設管理班の通常の業務の中で、例えば、清掃業務班が清掃業務を行っていただいたりする際に、そういったところは一応点検というか、確認をさせていただいているところでございますが、なかなか樹木ということになりますと、中の侵食具合も分かりませんので、特にひどい部分については報告を受けるようにしております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

施設管理班や清掃業務班でされるのは分かりますけれども、こういうときこそ、毎月1回の行政区長地区代表者会議とかあっていますよね、当然。そういうところで行政区長さんにもお願いすると。そういうことをしないと、本当にこれだけ広いところで立木が倒れかかりよるとか、そげなやつは分からんはずですよ。1か月に1回はあっていいでしょうが、行政区長地区代表者会議が。その代表者の行政区長さんにお願いして、次に各行政区長さんにそういうとは何かのときに見とってくださいと。そういうとも必要じゃないでしょうか、いかがですか。

○建設経済部長（山口幸彦君）

議員御指摘の分につきましては、今後取り組ませていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本正敏君）

よろしいですか。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第12号 株式会社クリエイトやべの令和6年度決算及び令和7年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森茂生君）

まず最初に、事業の報告の中で、高性能林業機械グラップル付バックホーを導入しとなっておりますけれども、買われたんだろうと思いますが、この機械が恐らく部品も大分高いんだろうと思いますけれども、部品も含めたところで総額幾らになっているか、お尋ねします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

この林業機械につきましては、税抜きの11,000千円ほどかかっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

大変高額な金額のようですが、この損益計算書を見ますと、29,000千円から40,000千円、11,000千円ほど売上高が伸びております。恐らくこの機械を買われたために売上げが増えたのかどうか、そこら辺のところはどうなっているかお尋ねします。

○矢部支所長（轟 晃守君）

お答えいたします。

もちろん、この機械を新しく購入したことによって作業効率が大幅に上がったということもあります。それともう一つは、昨年から地域おこし協力隊の2名、それと今年から新しく社員が1名増えておりまして、そういった作業体制の充実、そういったことによる売上げの増ということになっております。

○19番（森 茂生君）

売上げ増は大変結構なことです。

この経費を見ますと、当然、減価償却がかなり増えていますし、燃料代かれこれ増えて、大幅に伸びた割には当然経費もかなりかかっております、前年度に比べて。ですから、結局は7,160千円の赤字ということになっておるようです。経常利益のほうも5,850千円の赤字ということになっております。赤字はずっと続いているような気がしますけれども、それから、その下に固定資産圧縮損という日頃聞き慣れない言葉が出ております。5,320千円、あとははしたですけれども、固定資産圧縮損、これはどういった処理をされたのか、分かりやすく説明をお願いします。

○矢部支所長（轟 晃守君）

お答えいたします。

先ほど質問の中に出でてきました高性能林業機械、これを購入する際に県と市の補助金をいただいております。これがこの圧縮損の分の5,322千円になるんですけども、これは税の会計上の処理のやり方でありまして、補助金をそのまま収入として上げてしましますと、次年度の法人税、こういったところが1回ぼんと上がってくるということになりますので、これは年間の損益、これが大幅に上昇しないように、補助金分を圧縮損ということで支出をして計上しています。

ただ、税を免除するということではなくて、その他、固定資産としての価格も、固定資産圧縮損を減らした分、減価償却の金額も減ってまいりますので、以後の必要経費として認められる減価償却費、これが下がってまいりますので、別に税金を免除するということではございません。

ざいません。年間の支出の波を抑えるための会計処理ということで御理解願います。

○19番（森 茂生君）

大体分かりました。通常なら機械を買ったときの補助金、これは収入に計上しなければならないけれども、そうしてしまうと収入がどんどん上がって、法人税がどんどん上がる。それを避けるために、一言で言えば先送りしたということだと思います。

それはそれでいいんですけども、先送りした分、次年度からのまた負担が結局増えるということになりますので、一応そこは経営として、今年何とか切り抜けても、来年度またそれが出てくると理解をします。

そして、補助金が昨年度は5,640千円、今年度は110,090千円、補助金が倍以上になっていますね。この理由をお尋ねします。

○矢部支所長（轟 晃守君）

補助金の額につきましては、純粋に先ほど申しました高性能林業機械、これらを購入した際の補助金額、これが例年の補助金に対して上乗せになっているということでございます。

○19番（森 茂生君）

それによって、何とか当期の純利益が427千円になったということだろうと思います。それはそれで分かりますけれども、貸借対照表を見てみると利益剰余金、いわゆるこれは創業以来ずっと積み立てたお金が出てくるかと思いますけれども、過去を振り返ってみると、これは分かる範囲でいいんですけども、黒字になったことはありますか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

平成11年の創業以来、大変残念なことではございますけれども、この繰越利益剰余金が黒字になったということはございません。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

単年度の損益計算書、分かる範囲で七、八年前まで振り返ってみましたけれども、単年度も黒字になったことは1回もないわけです。それが利益剰余金として、通常はたまっていくのだけれども、ずっと赤字だから、利益剰余金がここにかなり大きな額、幾らになりますか。10,000千円以上、10,450千円のマイナスということになっております。

この利益剰余金のマイナスが、令和3年度は4,210千円のマイナス、令和4年度は5,420千円のマイナス、今回は10,453千円ということで、大体毎年この利益剰余金が増えていくならいいけれども、マイナスがどんどん拡大していっているというのが現状かと思います。

普通、これを見ると大丈夫かなというのが、経営状況を見れば心配されますけれども、どのような対策を取っておられるのか。現金・預金が40,000千円からありますから、すぐにど

うのこうのはないと思いますけれども、今のうちにこれは対策をきちっと取っておかないと、このままするずるいっていたんじや、これはどうもこうもならんと思います。どのような対策を取っているかお尋ねします。

○矢部支所長（轟 晃守君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、ずっと今まで利益剰余金はマイナスを積み上げてきたわけですけれども、今年の前年度損益計算書に出ておりますとおり、今回は427千円ということで、プラスに転じることができます。

今後、この経営を続けていくということが一番肝腎なことかと思いますけれども、先ほどから出でおりますように、まず林業機械等の効率的な活用による生産性を上げていく、それから職員、こちらが、おととしのマイナスが5,000千円あったんですけども、そのときと比べて、今、頭数で3人増えているという状況でございますので、そういう人材が増えたことによって、今の現場も広く対応できるようになっております。森林組合とか、ほかの林業事業体から請け負うことができる業務もかなり幅広く受けることができるようになっておりますので、これ以上に売上額を伸ばしていくということが、今後一番大事な方針かと考えております。

○19番（森 茂生君）

それは分かりますけれども、今までずっとこの状況が続いております。それで、林業は非常に大切な産業だと思います。それをリードするクリエイトやべですので、補助してはならんとか、そういうことを言っているわけじやありません。やっぱり健全に発展していくために、きちっとした対応は自立してもらうような経営指導が必要かと思います。

しかし、取り巻く環境がかなり厳しいのは分かっております。ですから、もう率直な気持ちとして、やっぱり黒字にするのは相当無理があるのか、あるいはこのまま何とか特別な対策を取るつもりなのか、それとも何か特別な算段、それがなければ、恐らく無理なような気もします。そこら辺の判断をきちっとしとったほうがいいのかなと思うんですよ。お金を注入するならしてもいいけれども、判断基準というのをきちっと設けて、それに基づいて八女市からの補助金を出す。そうしておかないと、その年度の赤字によって多く出したり、あるいは小さく出したり、毎年変わっていくようじやいかんと思います。

それで、この会社をきちっと取決めをして、どういう場合にどうするのかということが必要かと私は思っています。その点、いかがお考えでしょうか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

先ほど繰越利益剰余金がマイナスということで言っておりましたけれども、当期の純利益

につきましては、過去10年間の中でも、3,000千円だったり、5,000千円だったり、黒字が出ているところがございます。そのときの要因といいますのが、森林所有者様の大口の作業現場があったということで、そのときはそういった利益が大変上がっておりました。

現在、八女林業は利用期を迎えておりまますので、そういったクリエイトやべならではの作業をやれるところとかはたくさんございますので、そういった部分の強化を図りながら、利益を上げていきたいと考えております。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○18番（三角真弓君）

私はたまたま今年、クリエイトやべに地域の仕事をしていただいたことがあります、本当に大変なお仕事、危険な仕事をされる様子をちょっと見たんですけど、利益の追求も大事でしうけど、非常に危険を伴う仕事でもありますし、この温暖化、そして、3名の方が増員ということですけど、今後の課題として、健康管理、働き方改革等はどんなふうでしょうか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

クリエイトやべにつきましても、県の事業でクリエイトやべが雇用者ということになりますので、この夏とかは大変な猛暑でもございました。そういった部分では、そういった対策に当たる補助事業がございまして、例えば、クーラーのついているベスト、そういったものを購入する補助があったり、また、暑さ対策のための手当の補助があったりとか、そういった部分もございまして、クリエイトやべのほうもそういったものを活用して、健康対策も含めて努めているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

3名の新しい方が入ってみえたということですけど、クリエイトやべでなければできない仕事もありますということでしたけど、今後の後継者問題、それとやはりこの手当、要するに給料の支給額が本当に1人当たりこれでいいのかと、そういうことも考えていかないと、私は逆にこの存在を維持していくためには、確かに利益を上げること以上に大事なのは、やはり私有林にしても、耕作放棄地ではありませんけど、要するにその持ち主がほったらかしてしまっている、そういうものが今から増えていくわけですね。そういう中で、今後、人員は今から増やすことができるのか、またそういう作業に対して、危険手当とか、こういう働き方、さっき申しましたように、働き方改革をやっていかなければ、若い世代の後継というのを今後しっかりと検討していくいただきたいと思っておりますので、そういう面での福利厚生は今後上げていくべきではないかなと思っておりますので、検討をお願いします。副市

長どんなふうでしょうか。

○副市長（原 亮一君）

クリエイトやべに問わず、働き方の状況については、大変今、雇用を守るということで、国自体も進んでおりますので、それについてはしっかり配慮をしていかないかんと思っております。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

先ほど同僚議員おっしゃったように、今回、請負の仕事がかなりあっているんですね。それで機械を導入したということもあるでしょうけれども、それだけ無理をなさってなければいいんですけど、そういう健康管理は、今後支所のほう、担当課で十分吟味していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するもので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第13号 一般財団法人星のふるさとの令和6年度決算及び令和7年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○3番（坂本治郎君）

茶の文化館に関して、これに関してはもっと収益を出せる施設になり得るのではないかという観点から質問しますが、近年の伸びはどうでしょうか。まずそこからお願ひします。

○星野支所長（川口良和君）

お答えいたします。

茶の文化館につきましては、ここ数年でございますけれども、大体98から100%で推移をしております。

令和元年度といいますのは、コロナ禍前でございますけれども、コロナ禍前の水準に今現在戻っているということでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

私も定期的に立ち寄らせていただいているが、外国人が顕著に増えているなというのが私の直感です。

それで、例えば、私ちょっと調べて、京都のほうとか、ネット上の調査になりますが、調べさせていただいて、体験料というものが、やはりあちらのほうとこちらでは大分差があるなと。こちらでももう少し上げてもいいのではないかと。

例えば、この数字からいって雑感で考えたら、料金を上げることによって、単純に30,000千円から50,000千円ぐらい伸ばせることができるのではないかと。そういうお考えはないでしょうか。

○星野支所長（川口良和君）

お答えいたします。

今御指摘の体験料とか料金の値上げについては、定期的に行われております理事会、その中でも金額を増額しようという話はあっております。

一昨年から今年度にかけて、若干ではございますけれども、100円から150円程度の体験料の増額というのをしております。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

外から八女に来る方の声として安いと言っております。当然、お茶に関しては近年の抹茶ブームもありますし、何といいますか、そこそこ余裕のある方がいらっしゃいますので、そういうのに興味がある方に関してはですね。ぜひさらなる検討と努力をよろしくお願いします。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

13時ちょうどまで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

報告第14号 一般財団法人秘境の里の令和6年度決算及び令和7年度事業計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでございますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第15号 一般財団法人FM八女の令和6年度決算及び令和7年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでございますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第16号 令和6年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告されるものでございますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第48号 八女市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号 八女市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案は委員会付託案件でありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託をいたします。

議案第50号 令和6年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は、議長を除く21人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人に行することに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

先例のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

それでは、先例に従い、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第52号 令和7年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

[押しボタン式投票]

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

認定第1号 令和6年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であり、議案質疑の通告があっておりますので、質疑を行います。

1番高橋信広議員の質疑を許します。

○1番（高橋信広君）

それでは、早速ですが、通告に基づいて質問いたします。

最初に市税でございますが、市税については資料を頂いております。

現在、市民税の個人のほうですが、人口減少のほうが進んでいる中で、納税者数というところの変動が見られません。この辺りの分析というか、状況が分かればまず教えてください。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

御質問の人口減少が進んでいる中で納税者数の変動が見られないということでの御質問でございます。

議員御指摘のように、人口のほうは減少しておりますけれども、納税者数につきましてはここ10年間で見ましても2万9,000人前後で、ほぼ横ばいの状況となっております。私どももこれは注目すべき状況であると認識をしておりまして、要因のほうを調べておりますけれども、その一つに、70歳代の納税者数が顕著に増えておりまして、働く年代が高齢化していることと、年金受給者の数も増えていることが、納税者数が減っていない、横ばいの理由ではないかということで分析をしております。

○1番（高橋信広君）

承知しました。それと、市民税トータルでいいんですが、2,581,800千円、前年より下がっておりますね、95%ぐらいになっていますが、これは確認になりますが、いわゆる特例交付金のほうが231,300千円というのがございます。これを足したことが実質の市民税ということになるのかどうか確認です。

○税務課長（田代秀明君）

お答えします。

議員のお見込みどおりで結構だと思います。

○1番（高橋信広君）

次に、固定資産税のほうなんですが、ここも世帯数というのは増え続けておりますが、ここは逆に固定資産税が増えておりません。3年ごとの見直しはもちろん承知しておりますが、この影響も含めて、この理由というのをどのように捉えておられるのか教えてください。

○税務課長（田代秀明君）

固定資産税につきまして、世帯数が増えているのに固定資産税が増えていないということでの御質問でございますけれども、世帯数については増加傾向ということで承知しております。これにつきましては、世帯分離とか、外国人の登録などが増加している影響かと思っております。税務課のほうで把握している家屋の数につきましては、どちらかというと減少傾向にございます。

6年度につきましては、3年ごとの評価替えの年に当たりますので、家屋の減価分が基本的に反映されますので、税収が下がることが通例でございますけれども、コロナ禍以降、新增築の家屋が増加しておりますので、その分増収となっておりまして、結果的に想定ほど下げる幅が少なくて、全体的には税額は横ばいの状況であると分析をしております。

○1番（高橋信広君）

この固定資産税というのは、施策によって一定の増加が見込めるという限られた手を打てば何とかなると思いますが、現在何か方策として、こういうことをやれば上昇が見込めるという手はございますか。

○税務課長（田代秀明君）

固定資産税を増やすためにはどのような方策が考えられるかという御質問だと思いますけれども、本市の固定資産税の約5割を占めているのが家屋でございまして、税収に大きく影響を与えるのはやはり家屋の新築、増築の件数であると考えております。

家屋の建築が促進されることによりまして、土地の需要も増えまして、地価の上昇につながり、固定資産税の増加につながる要因になるかと思います。

したがいまして、方策といたしましては、企業誘致とか住宅誘致などを推進していくば、土地、建物、償却資産のほうも税収に大きく影響するんではないかと考えます。

○1番（高橋信広君）

今の回答からいくと、今、計画としては立地適正化計画を着実にやることが一番の策と理解いたしました。

次に、地方交付税なんですが、地方交付税というのは、人口減少というのが大きく影響するとは、私は以前より教えられたというか、お聞きしておりましたけど、10年前から数年は徐々に落ちて、令和元年度ぐらいからは逆に上昇傾向というか、昨年の実績を見ますと、平成27年度より大分上がっていると思います。そういうところがどういう理由なのか。それから併せて国の動向、今後の見通しというところをお聞きしたいと思います。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えします。

普通交付税に関わる人口の関係ですけど、測定の単位として使われるのが国勢調査の人口になっておりますので、今は令和2年度の国調人口で計算をしている、算定をしているところでございます。

○1番（高橋信広君）

5年置きということですが、この地方交付税は、昨年結構高い金額になっています。この辺、昨年に変更があったのか、何か理由があるような気がしますが、この辺りをお聞かせください。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

この普通交付税につきましては、一応令和6年度の普通交付税額が12,246,510千円の収入で、前年度より649,822千円、5.6%の増加をしているところでございます。この要因につきましては、国の地方交付税の予算額がまず1.7%伸びたところにございます。

普通交付税は、本来、各市町村に均等のサービスが与えられるために交付されるような財源になっておりますけど、最近は国の政策とか課題を地方に推進するための財源保障の役割も進めておるところでございます。

令和6年度におきまして、地方財政対策といたしまして、普通交付税の費目に子ども・子育て費を創設されたことや、人口減少対策を強力に推進するために、地方創生推進費の中に人口減少等特別対策事業費が設けられたことが、今回、交付税が上がっているような要因になっているところでございます。

○1番（高橋信広君）

今までのお話を聞く限りは、この地方交付税、普通交付税については、見通しとしても大きな変動はないと当面は見ておいて大丈夫ですか。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

一応交付税については、人口は影響あると考えております。うちが毎年、交付税の見通しをしているところでございますけど、今回の国調の人口がどれくらいになるか、ちょっと今のところ分かりませんけど、今の令和7年8月の住民基本台帳によると、今5万8,947名になっておりますので、1,661人ぐらい減少するかということで、それを今の算定基準で計算いたしましたら、約240,000千円ぐらいの減になるかというところで見込んでおります。

しかし、先ほども御説明いたしましたとおり、今国が、特に人口減少しているところの市町村とかに対しては、手厚い政策を行っているところもありますので、その辺の動向を見ながら、交付税の推移というのは変わっていくかなと考えているところでございます。

○1番（高橋信広君）

承知しました。

次、教育費のことを少しお聞かせいただきます。

10款3項2目の実用英語技能検定（英検）手数料の補助、これについての、実際やっている結果と、それから効果というところをお聞きしたいと思います。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。

まず、なぜ英検補助を実施することとなったのかというところから御説明いたします。

令和5年度の全国学力・学習状況調査で、中学校英語得点率は、全国と比較しまして、八女市は77.9%でございました。

また、文部科学省は、中学3年生で英検3級合格相当の生徒を60%以上を目標として示しておりますが、令和4年度の調査では八女市は42.6%でございました。

2つの指標ともに開きがありましたので、学校での外国語教育の充実に加え、生徒の英語学習に対する主体的に学習に取り組む態度などを高める一助となるよう、教育委員会で英検の受検料を補助し、団体受検会場を提供することいたしております。

また、効果といたしましては、まず、中学校英語得点率につきましては、こちらは、全国学力・学習状況調査において、英語の科目が実施されるのが数年に一度、次回は令和8年度となっておりますので、直接の比較についてはその結果を注視しておるところでございます。

次に、中学3年生で英検3級合格相当の生徒の割合につきましては、令和6年度の調査では69.3%となっております。そして、英検4級から準2級の保持者の数は、令和5年度が119名でありましたが、令和6年度は198名と増加しております。

最後に、受検者からのアンケート調査の結果から、英語学習への意欲の高まりや、卒業までに3級を取得したいという目標設定の面で効果が見られております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

英検の効果は出ていると認識しましたが、今、英語学習のほうは小学校のほうもかなり強化されていると思うんですが、今後、小学校6年生での、例えば英検5級とか、そちらも御検討されるかどうかお聞きします。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。

八女市教育委員会における英検補助を計画、実施するに当たり、近隣の実施状況を調べましたところ、令和5年度から令和6年度に英検を補助した自治体は3つほど確認できておりますが、いずれも補助する学年を指定したり、中学生の3級以上であつたりと制限があります。

調べた中では財政的な問題があつて、以前、小学校のほうも補助していましたが、中学校に絞ったというところもございました。

この事業は、令和6年度に初めて企画、実施しましたので、2年目の現在も少しづつ改善を図りながら、ノウハウを蓄積している段階にございます。

○1番（高橋信広君）

この英語教育にも力を入れられているというのは承知しましたが、少しこれからは教育長のほうにちょっとお話を伺いしたいと思いますが、教育費としての全体ということも含め

て、この英語教育について、私最近、視察に同僚議員と行った中で、茨城県の守谷市、それから茨城県の境町、そして埼玉県の行田市、3つ行ったんですが、全てが英語教育に相当力を入れているというところに感じて、ちょっとこの質問をしているんです。

守谷市につきましては、大きなテーマとして、世界とつながる守谷型英語・グローバル教育ということで、いつも英語を学べる環境、小中学校9年間を通した英語教育のカリキュラムをつくっていると。

それから、どこでも英語を学べる環境ということで、これはオンライン英会話というのを活用する、そういうことで様々な対策を打たれているということが1つです。

それから、茨城県の境町については「すべての子どもが英語を話せる町へ」ということで、全小中学校にフィリピン人の英語教師を招聘している。小学校6年では、説明を英語のまま理解できる、質問に自分の意見で答えられる。中3の目標としては、英語で3分間スピーチができる、特定テーマのプレゼンが英語ができるという目標で、英検の受検については、小学校6年と中学校3年で全生徒に無償で受検ができるようにしているということでした。

それから、埼玉県の行田市、ここについては「英語のできる行田っ子」ということで育成をしていると。基本的には英語によるスピーチやディベートを行い、自分の思いや考えを伝える力を育成していくということで、聞いている中で非常に3つとも英語力につけるということで、少しこのままいったら、英語については地域格差ができているんじゃないかなという心配しておりますが、この辺りは八女市と同じことなのかなどうか分かりませんけど、どうも意欲的というか、力の入れようが違うなと感じたもんですから、ぜひこの辺の見解を教育長にお聞かせいただければと思います。

○教育長（城後慎一君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますように、特に関東圏では英語に対して耳から入れていくといいますか、入力重視ではなくて出力に、プレゼンテーションをしたり、スピーチをしたりという取組が盛んになっているという状況は私自身も承知しているところでございます。

英語については、将来にわたっても、これからグローバルな人材を育てていく上でも非常に重要だと私も感じているところです。

令和7年度につきましては、英検補助を昨年度の4級、3級、準2級に加え、準2級プラスと2級にまで補助の枠を拡大しております。今後も、八女市立学校全体で英語教育には力を入れていきたいと考えているところです。

加えて、先日の質問にもありましたけれども、学校の特色化の一つとして、英語教育に注力する学校の構想も進めているところでございますので、先進校の視察なども含めて、研究を進めていきたいと考えています。

○1番（高橋信広君）

ぜひ八女市独自のということも含めて、教育というところに、英語力が全国的にはこうやって非常に力を入れられていると思いますので、そういうことプラス独自というところで、教育に力を入れていただくように、教育長にはよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、市長にお伺いしますけど、我々は決算の認定はこのときから入っているんですが、決算の認定というのは、これは認定するだけじゃなくて、次の予算にどう反映するかという視点で我々も見ているんですが、そういう中で、歳入についてはあまり議論がされていないというより、八女市の自主財源というのは30%を切って29%ぐらい、そういう中で経常収支比率が92.6%ぐらいですから、これから市長がやろうとされる事業であったり、予算が硬直化まではいっていませんが、もう少し余裕があったほうがいいと思いますし、そういう意味では、自主財源をどうやって増やすかという視点と、市長がいわゆる稼ぐ農業であったり、経済的に力を入れられたのは分かりますけど、直接市としても稼ぐことをしっかりとやっていたいたほうが、まずはいいのかなと思っています。

その考え方と、歳出についても限られた予算の中で、どういうところに私は教育、今まで子育て支援に力を入れられたところはありますが、やっぱり子どもの教育ということに注力するべきだと思いますが、そういうことを含めて、今後の予算の在り方、まだこれからとは思いますが、構想がありましたらお聞かせいただければと思います。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

まず、今後の財政の在り方について、今議員から御指摘いただいたとおり、やはり経常収支比率が高い、それは言い換えると財政の弾力性が低いということで、まさに今後、様々な事業に取り組んでいくためには、御指摘いただいたとおり、しっかりと自主財源を増やしていく、まさに稼いでいくことが大事ということで、そこはさきの答弁でも申し上げた、一般質問の中で申し上げたところですけれども、当然しっかりと見直していく、効率化、事業の見直しを、ふだんの見直しを図っていくというところは大事ですけれども、どうやって入りを増やすかというところにも当然力を入れていきたいと思います。

どうやって稼ぐかとなったときに、一つ、足元で期待できるところはふるさと納税ですけれども、まさにポイント制度が今までということで、今駆け込み需要があつて、また今後もどのように制度が変わるか分からぬ。当然、このふるさと納税は貴重な自主財源の一つでございますので、今後もやるからにはしっかりと前回の6月議会で申し上げたとおり、まずは30億を目指してしっかりと取り組んでいくというところは変わらずやっていきたいと思いますし、一方で、ふるさと納税というのはどうしても不安定な財源でございますので、安定的な財源という意味では、固定資産税が景気にも左右されづらい、また、市の努力で増や

すことができるところだと思いますので、企業誘致を中心に自主財源を増やすという努力もしっかりとやっていきたいと思います。

来年度の予算、当然、今回決算で我々もしっかりと見直しますし、また委員会の中でも御議論いただいた内容を踏まえて来年の予算の在り方を決めていくわけですけれども、御指摘いただいたとおり、本当に教育というのは重要、どうしてもこの財政状況が厳しいと、費用対効果というところが重視されるところでありますけれども、教育、それ以外も福祉とか様々な分野、どうしても費用対効果でははかれない部分というのがございますけれども、特に私の大事にしているのは中長期的な視点、足元の厳しいところをしっかりと対処しつつも、10年後、30年後、50年後にどうやって八女を発展させていくのか、人口が減少していく中でもどうやってこの八女の資源を残していくかということを考えたときに、将来の八女を支える子どもたちへの投資というのは当然しっかりとしていくかといけないというところでございますし、そういう子どもたちへの投資というのは、なかなか費用対効果がすぐにはかれるものではない。本当に10年、20年たたないと分からぬ。10年、20年たっても、もちろんいろんな要因があるので、教育が直接的にどれだけ八女の発展に寄与していたかというのはなかなかかかるのは難しいところ、だからこそ、そこは執行部、教育委員会も含めた執行部の思っているのが非常に大事なところだと思いますので、そこはしっかりと思いを持って今後の教育政策、どういったところに予算を張っていくのかといったようなところは、しっかりと教育委員会と議論して、全体の予算編成をやってまいりたいと思います。

以上です。

○1番（高橋信広君）

ありがとうございます。市長のお話を聞いて、我々もこれから決算認定に委員会として入りますが、来年度の予算に向けてどうするかという視点で、しっかりと協議していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（橋本正敏君）

1番高橋信広議員の質疑を終わります。

19番森茂生議員の質疑を許します。

○19番（森 茂生君）

税務行政についてお尋ねをいたします。

財務省が毎年公表しております国民負担率というのがありますけれども、所得に占める社会保険料、税の負担割合ですけれども、これが大体45%から48%、ちょっと三、四年前は48%という数字が出ていましたけれども、いわゆる所得に対して半分近くが税と社会保障に持っていかれているというのが現状かと思います。江戸時代で言うなら五公五民、一揆が起

きてもおかしくない状況だと一部には言われております。

そこでお尋ねをいたしますけれども、現在の納税義務者、先ほども話がありましたように2万9,000人前後ですかね。それは分かりました。税の滞納者の推移、これを分かる範囲で結構ですので、お願ひします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

資料の2のほうに記載をしておりますが、滞納者数ということで3,131名ということで記載しております。近年、ちょっと増加傾向にあるような状況でございます。

○19番（森 茂生君）

滞納者が3,131人という数字をいただいております。その前が2,900人程度、最近増えていることは間違いないと思います。

御案内のとおり、大変不況でありますし、いろんな面で社会的に大きな問題が起きておりますけれども、滞納者が当然、雰囲気的には増えて当然かなという気持ちは持っておりますけれども、この滞納者が増える原因は何か分析をされているのでしたら、どのような分析をされているのかお尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

議員が思っていらっしゃるように、増えている要因としましては、物価が最近すごく上がっていますし、なかなか生活費のほうが上がっています、そちらのほうに充てる方が非常に増えて、なかなか税金のほうまで回す方が少なくなっているような印象は受けます。

○19番（森 茂生君）

滞納者が3,131人、私はちょっと勘違いをしておりまして、これは延べ人数、ダブったところの人数なのかなと理解をしておりましたところ、完全なる3,131人が滞納者だそうです。何らかの形で税金を滞納している人が3,131人。納税義務者、納税者が2万9,400人ですので、単純計算しますと、納税者の1割以上の方が何らかの格好で滞納をしていると数字から見てとれるわけです。このような理解でよろしいでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

そのような考え方で大丈夫かと思います。

○19番（森 茂生君）

私も改めてびっくりしましたけれども、納税者の1割以上が滞納している、この現実はやっぱりきちっと見ておかなければならぬと思います。相当これは多いんですよね、多いと思います。市長、これは多いと思われますか。これくらいは当たり前、これは非常に大切な観点だろうと思います。率直なお気持ちをお伺いします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

完全に個人的な所感という形になりますけれども、私は想像より多いなど、1割を超えるというのは多いという印象を受けております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

恐らく多いと思います。みんなが払える税金でなくてはならないんですけれども、先ほど言いますように国民負担率、全国的に見てもどんどん増えておりますし、ある意味では、先ほど言いますように一揆が起きるような雰囲気だからこそ、特に低所得者は払えずに滞納が増えていると私も理解をしております。

そして、差押え件数が全部で373件になっております。ということは、滞納者の1割程度が差押えを受けているという単純計算です。これが多いか少ないかは別としまして、悪質滞納者がそんなにいるはずはないなど私は思っています。それはそれとしまして、差押えが、これも全部合わせて373件、正直言っていろんな差押えが行われております。

ひとつここに数字を出していただきましたけれども、2,000千円から3,000千円の滞納が21人、3,000千円から4,000千円が6人、4,000千円から5,000千円の滞納が1人、6,000千円から7,000千円の滞納が2人、以前は、二、三年前は10,000千円以上というのが1人いらっしゃいましたけれども、大口滞納者ということだろうと思いますけれども、私が思ったのは、ここまで大口になる前に何ら手を打たれなかったのか、打っても駄目だったのか、そこら辺のところの努力はされていると思います。その努力をどういうことをされたのか、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

議員言われた高額滞納者の関係ですけれども、こういう方々はやっぱり長期化している方がほとんどでございまして、いろんなファイナンシャルプランナーの相談とかに乗っていました、そういう方々はそれなりに収入もあって、ただ事業をやっていて、自転車操業みたいな感じで入ってきたのがそのままの流れで支出に回っているとか、そういうことで、それなりの収入がある方が多いような状況です。

そういう方々については細かに連絡を取って、どういう状況かというのをお聞きして、今後の納付につながるような相談とかを率先してやらせていただいているような状況でございます。

○19番（森 茂生君）

私が話を聞いたのは、この大口の滞納者も差押えしようにも差押えする財産はないと。ど

うにもこうにも仕方がないので、積もり積もったという話をちょっと聞いたんですけれども、そのような現実はありますか。

○税務課長（田代秀明君）

差押えする財産があれば差し押えますけど、ない場合は、当然不納欠損ということで落として、そういう処理は行います。

○19番（森 茂生君）

大口滞納者ですら差押えしようにも差押えするのが現実的になると。ずるずるいって、結局、不納欠損という結果になってしまっている現状があるのかなと思っております。

次に、一番多いのが預貯金で350件となっております。差押えの成果として12,560千円、かなり大きな差押えが行われております。しかし、滞納差押え件数が350件です。単純にこれを350で割れば、1件当たり貯金の差押え、単純に言えばですよ、35,900円しかならんわけです。私ちょっととびっくりしましたけれども、何十万、何百万あるうちのちょびっとを差し押えているのかなと思いましたけれども、平均で35,900円ということです。

この貯金を差押えする場合、全部、例えば、50千円あれば、全部50千円を差押えされているのか、ゼロになるまで差押えしているのか、お伺いします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えします。

預貯金につきましては、全額差押えとかそういったことはやっておりません。一部を差押えさせていただいて反応を見るというか、ほとんどの方が反応がない方が多いですので、少額押さえさせていただいてみるという形で、全額差押えということはやっておりません。

○19番（森 茂生君）

以前相談があったのは、これはJAに貯金通帳があったんですけども、八女市が年金をゼロになるまで押さえていました。それで相談があったんですけども、それはやり過ぎではないかということで抗議をし、全額元に戻していただきましたけれども、そういう実例があるからお尋ねをしているわけです。

たとえ貯金通帳がある程度あっても、例えば、こういう例があります。これは八女市の例ではありませんけれども、従業員に払う給与、それが入つとったから、それを全額差し押さえられて、従業員さんに給料を払うことができなかつたという例も現にあるわけです。

しかし、ちょっと今言われましたけど、1件当たり35,900円ですよ、平均でね。それでいいでしょう。そのうち、全額差押えしないということは、例えば30千円差押えして、あと残り5,900円を残しておくということですか。これが何十万、何百万単位ならある程度分かりますけれども、こんな小さい金額で、そこら辺の全額を押さえないとするなら、どういう割合で押さえているんですか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

押さえる基準というのは特にございませんけれども、その方の預貯金の状況とか、あとほかの収入がないかとか、いろんな背景を見て、これ以上、給与は押さえてはいけないというのは限度額が決まっていますので、計算額がありますのでしますが、預貯金額については特にそういう定めはないんですけれども、そういう基準も設けてはおりませんけれども、少額から少しずつ押さえるようにはしております。特に全額押さえてということはやっておりません。複数預貯金がある方もいらっしゃいますので、その分の多いところ、あまり生活費で使っていらっしゃらない口座から押さえるとか、そういうところで、いろんな背景を見ながら、慎重に押さえております。

○19番（森 茂生君）

どうもあんまり額面どおり、信用できないような気がします。

給与に関してはちゃんと基準が設けてありますので、それ以上押さえてはならんということになっていますけれども、貯金に関しましては、言われますように特別定めがないもんで、しかし、実際どうされているのかは、私たちが見ようにも見ることはできませんので、ぜひそういうところは実情に合ったところの差押えをお願いしておきます。

ここに不動産が2件あります。2件ありますけれども、押さえたばかりで、まだお金になっていない、押さえただけということだろうと思います。

これも前も言いましたけれども、不動産を差し押された場合、差押え調書、差押えで登記を恐らく八女市が法務局にすると思います。そうすると、ほとんどの場合、こういう方は家屋敷やら物件が抵当権に入っているのが多いんですけれども、八女市が差押えした途端、今度は銀行あたりから差押え通知が行きます。ということは、銀行がこの人は税金も払うことができないということで、貸していたお金を取り上げたり、もうこれ以上は駄目ですよということにはほぼ間違いないになります。そうなると、その人が事業をしていた場合、ほぼその事業所は倒産ということに、ここは間違いなくなる。そこら辺の配慮は必ずしていただきたい。していなくて差押えをすると、その人の事業の首の息の根を止めるという結果に当然なるわけです。ここら辺の配慮はどうされているか、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

資料に上げています2件、こちらにつきましても、当然先方のほうに、そういった不利益があるということをきちっと伝えた上で今回押さえさせていただいています。

○19番（森 茂生君）

不利益があるというのを伝えたら、押さえていいのかというのも疑問ですけれども、結局

押さえることによって、その人の営業はほとんど駄目になってしまうんですよね。これはもう前例からいってほとんど間違ひありません。営業していない、ただ個人のあれなら、倒産するということは少ないのでしょうけれども、そこら辺のところは慎重にお願いします。

先ほども出ましたように給料の差押え、預金の差押えは誰にも分かりません、見た人でなければ。ところが、給料を差押えしますと、そこに勤めているところの会社には分かります、当然給与を押さえるわけですので。そうなると、その社長さんが、おまえは税金も払いよらんのかということで、実際、リストラに遭った人もいるということで聞いております。ですから、貯金通帳と違って、給与の差押えは第三者に分かってしまうというのがあるわけです。ここら辺の配慮はどのようにされているか、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

議員が懸念されているようなことは私どもも承知しておりますので、その辺は慎重に、事業所の担当の方ともよく打合せをして、また滞納されている本人の方にもきちんとお話をした上で、この給与の差押えのほうは実施しているところでございます。

○19番（森 茂生君）

滞納者が100%同意、分かりましたということで、その場合、差し押さえているということですか。それとも、もう全部は同意してもらってなくとも差押えをしている、そこら辺はつきりさせてください。100%同意の上で押さえているんですか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

全員の方に同意を求めているわけでもございません。同意書を出すとか、そういったものはやっていませんので、そこら辺を全部100%やっているかと言われると、ちょっと答えにくいところはございますけど、きちんと説明はどちらにも、事業者の方にも、代表者側にも説明はきちんとしているつもりでございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。説明はしているけれども、同意は全部もらってない。もらわずに差押えをしているということですね。やっぱりそういうのはちょっと問題かなと思っていますけれども。

あと、動産の差押えが2件あります。これは何人で、あるいは県の職員が何人か、何人で検索を行っていますか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

検索につきましては、毎年この時期に行っておりますが、大体8名ぐらいで、県の職員の

方も二、三名同行していただいて、私が班長になって回っております。

実際、捜索令状を持っていって、私が玄関先で滞納者本人とお会いして、きちんと説明をした上で、中のほうに入らせていただいているような状況でございます。

○19番（森 茂生君）

私は初めて知りました。税務課長が班長ということで行っていらっしゃるんですね。昼間しか駄目ですので、昼間七、八人がぞろぞろ行って、その家を家探しする。この姿は、近所から見たら相当なものだろうと思います。

そして、納付額が269,039円、そのうち自主納付201千円、残りが68,039円、2件差押えをして269千円、そして自主納付ですので、誰からか借りてきて納めたか。

以前はこういうのがありました。八女市ではありませんけれども、高利貸しからでも借りてこいと言われて、その人はわざわざ——高利貸しとは言わんですね、サラ金ですね。サラ金に行って借りてきて払ったという例まであるんですよ。そりけん、この内容はどうか分かりませんけれども、どなたかに恐らく借りてから納付されたんだろうと思いますが、残りが68,039円ですよ。それで、七、八名が押しかけていって2件、そして、全額としても296千円、しかし、そうするためには公売にかけないかんわけです。公売にかけるまでに、以前はその物件を黒木支所に置いていたそうです。今はどこに置いてありますか。

○税務課長（田代秀明君）

差押えの物品につきましては、本庁の倉庫が専用の倉庫を設けておりますので、そちらに保管するようにしております。

○19番（森 茂生君）

専用の倉庫があるんですね。そして、公売会場を回しでやっていらっしゃるので、八女市とは限らない、大牟田とか、あっちこっちありますので、そこに持っていって、そのときに公売会場には八女市から何人行ってありますか。

○税務課長（田代秀明君）

公売会という形で、県南の市町村の職員が集まってやっていますけれども、大体当番の市町村は10人前後で出られますけど、当番じゃない自治体につきましては大体三、四名程度で行っております。

○19番（森 茂生君）

大体分かりました。

捜索に行って七、八名が、県職員が2人もついていって捜索を行うと。公売するためにはそのときまで倉庫にその物件を保管する。そのときになれば、二、三人の職員が持っていって公売にかける。そして、お金になったのが68,030円。滞納処分費はゼロと書いてありますけれども、そういうのまで入れると、これはゼロじゃないですよね、人件費が相当かかって

いますので。ですから、検索を行っても、もう本当にこう言っちゃなんですけれども、洗面器とか長くしまわっていた戸棚から出してきたような茶わん類とか、こういったがらくたとか、たまにはゴルフ用品とか、多少値が張るのがあるようですがれども、しかし、この検索は特にしなくてもよいのではないか、費用対効果。恐らくは見せしめのためにやつていらっしゃるような気もしますけれども、これはどうですかね。見せしめのためにわざわざやっているんですかね。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

確かに以前は検索をすると、それなりの物件が上がってき、昔の公売会は非常に盛況だったということで私も聞いております。

でも最近は、検索に行っても押さえる換価価値が高いものが少ないという印象ですので、こういった公売会に出しても、高額なやつがほとんどなくなってきたという実感はありますけれども、あくまで見せしめという形ではちょっと考えておりませんけれども、ある程度のこういった差押えは必要じゃないかなと考えております。

○19番（森 茂生君）

費用対効果からいっても全く効果はないと思いますし、労力を使うだけです。ぜひこの検索のことは、受けた本人も、あるいは周りの人たちもいろんな不愉快な思いもするかと思いますので、私はぜひやめていただきたいと思います。

時間がもう少しありますので。

この成果説明書を見ますと、徴収困難事案の解決を図ることができたということで、死亡者所有財産の処分、相続人不存在事案の対応について知識を深めることができた。ただこれは知識を深めただけですか。それとも、実際にこういう物件があつて処分をされたのか、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えします。

令和6年度決算に係る主要施策の実績報告書（別冊）主要な施策の成果説明書の112ページのことだと思います。徴収困難事案ということは、具体的には、職員の知識とか経験でなかなか行き詰った事案なんかを、この滞納整理指導員の方、国税徴収官のOBの方でございますけれども、その方によって調査の手法とか、あと法的根拠の解釈、あとは処分の進め方などをアドバイスいただいていまして、実際こういった所有者が、相続人がいなくてどうしようもない案件とかも、実際そこにも記載しておりますけれども、裁判所に申し立てまして、清算人を選任しまして、そういったことで、そういった手法でそういう滞納分を回収することができていますので、非常にこの指導員の先生の指導には効果が出ているんじゃない

かなと考えております。

○19番（森 茂生君）

破産法人の不動産について、清算人選任申立を行って清算することができたとなっています。破産法人、破産すれば、恐らく個人の場合は、当然、税金関係は残ります。しかし、破産した場合、法人は消滅しますので、一般的には税金も消滅すると私は理解しとったんですけど、そこら辺はどうなっていますか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

ここに記載された説明ではかなり不十分であると私も思っています。

この破産法人、ちょっと特殊な例でございまして、破産法人だったんですけれども、清算をされていなかった土地、建物が見つかって、既に破産されていますけど、土地、建物の登記がそのまま残っていたと、破産された法人ですね。事情を調査しますと、要するに清算し忘れていた、清算がされていなかったというのが分かりまして、うちのほうでその辺を裁判所に申し立てまして、本来だったら終わっているんですけども、まだ登記が残っているので、うちのほうで裁判所に申立てをしまして、弁護士の先生を立てて、新たに破産の手続をその分を開始していただいたということでございます。

○議長（橋本正敏君）

19番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設け、これに付託の上審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は議長を除く21人をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

正副委員長は、予算審査特別委員会の例により、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、各常任委員会を分科会として審査していただきますようお願ひいたします。

認定第2号 令和6年度八女市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、決算審査特別委員会へ付託いたします。

認定第3号 令和6年度八女市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、決算審査特別委員会へ付託いたします。

日程第3 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

○議長（橋本正敏君）

日程第3. 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第98条第1項の検閲、検査権につきまして、決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、地方自治法第98条第1項の検閲、検査権を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、9月16日は休会といたします。

会期日程に従い、17日からは委員会となっておりますので、審査のほどよろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時9分 散会